

平成 31 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社コプロ・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 清川 甲 介
(コード番号：7059)
問い合わせ先 取締役財務経理部長 保 浦 知 生
TEL. 052-589-3066

自己株式処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 31 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所への上場に伴う公募による自己株式処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 400,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未 定 (平成 31 年 2 月 28 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) が募集株式の払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (3) 処 分 価 格
(募 集 価 格) | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成 31 年 3 月 11 日に決定する) |
| (4) 払 込 期 日 | 平成 31 年 3 月 18 日 (月曜日) |
| (5) 募 集 方 法 | 処分価格 (募集価格) による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取受けさせる。 |
| (6) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、処分価格 (募集価格) と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
引受価額は、処分価格 (募集価格) と同時に決定する。 |
| (7) 申 込 期 間 | 平成 31 年 3 月 12 日 (火曜日) から
平成 31 年 3 月 15 日 (金曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 平成 31 年 3 月 19 日 (火曜日) |
| (10) 募集株式の払込金額及びその他本公募による自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、引受契約の締結、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | |
| (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 株式売出しの件

- | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | ① 引受人の買取引受による売出し分
当社普通株式 1,000,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し分
当社普通株式 上限210,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し分
愛知県名古屋市千種区
清川 甲介
1,000,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し分
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社
上限210,000株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定（平成31年3月11日に決定される予定）
なお、上記1.における公募による自己株式の処分価格（募集価格）と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | ①引受人の買取引受による売出し分
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、東海東京証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、野村証券株式会社、株式会社SBI証券及びエース証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
②オーバーアロットメントによる売出し分
上記1.における公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる自己株式の処分及び当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行わない場合がある。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.における公募による自己株式の処分の引受価額と同一とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 上記1.における公募による自己株式の処分の申込期間と同一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における公募による自己株式の処分の申込株数単位と同一とする。 |
| (8) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における公募による自己株式の処分の株式受渡期日と同一とする。 |
| (9) | 引受契約の締結、その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 |
| (10) | 上記1.において定める公募による自己株式の処分が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

3. 第三者割当による自己株式の処分の件

(「2. 株式売出しの件」におけるオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当による自己株式の処分)

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 210,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(平成31年2月28日開催予定の取締役会で決定)
なお、上記1.における公募による自己株式の処分にかかる募集株式の払込金額と同一とし、本第三者割当による自己株式の処分にかかる処分価格(割当価格)が当該払込金額を下回る場合は、本第三者割当による自己株式の処分を中止するものとする。 |
| (3) 処分価格
(割当価格) | 未定
なお、上記1.における公募による自己株式の処分の引受価額と同一とする。 |
| (4) 払込期日 | 平成31年3月29日(金曜日) |
| (5) 割当先及び割当株式数 | 大和証券株式会社 210,000株 |
| (6) 申込株数単位 | 100株 |
| (7) 募集株式の払込金額及びその他本第三者割当による自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、グリーンシュエーションの付与及びグリーンシュエーション契約の締結、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | |
| (8) グリーンシュエーション行使の通知のない株式については、本第三者割当による自己株式の処分を行わないものとする。 | |
| (9) 上記2.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による自己株式の処分も中止する。 | |

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご 参 考]

1. 公募による自己株式処分並びに株式売出しの概要

- (1) 募集株式数及び売出株式数
- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 400,000 株 |
| 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 1,000,000 株
② オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 210,000 株 |
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 平成 31 年 3 月 4 日(月曜日)から
平成 31 年 3 月 8 日(金曜日)まで
- (3) 価 格 決 定 日 平成 31 年 3 月 11 日(月曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)
- (4) 申 込 期 間 平成 31 年 3 月 12 日(火曜日)から
平成 31 年 3 月 15 日(金曜日)まで
- (5) 払 込 期 日 平成 31 年 3 月 18 日(月曜日)
- (6) 株 式 受 渡 期 日 平成 31 年 3 月 19 日(火曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が追加的に処分する当社自己株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、平成 31 年 3 月 26 日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は平成 31 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成 31 年 3 月 29 日とする当社普通株式 210,000 株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件自己株式の処分」という。)の決議を行っています。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場日(平成 31 年 3 月 19 日)から平成 31 年 3 月 26 日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	900,000株
公募による自己株式の処分株式数	400,000株
公募による自己株式の処分後の自己株式総数	500,000株

(注) 今回の公募による自己株式の処分にあたり、発行済株式総数は変化しません。

3. 今回の第三者割当による自己株式の処分による自己株式数の推移

一般募集後の自己株式数	500,000株
第三者割当による自己株式の処分株式数	210,000株
第三者割当による自己株式の処分株式後の自己株式数	290,000株 (注)

(注) 第三者割当による自己株式の処分数及び第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数は、上記「3. 第三者割当による自己株式の処分の件」の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社からグリーンシュエアオプション行使の通知があり、自己株式の処分がなされた場合の数値です。

4. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分により調達する手取概算額 828,500 千円及び第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限 438,900 千円については、以下のとおり充当する予定であります。

①システム投資

a. 基幹システム

今後の事業規模拡大に備え、情報管理の一層の強化及び業務効率向上のための基幹システムの構築にかかる投資資金として 195,000 千円 (平成 32 年 3 月期: 41,500 千円、平成 33 年 3 月期: 95,500 千円、平成 34 年 3 月期: 58,000 千円)

b. 電子端末

本社・各支店と、派遣先で就業する派遣技術社員との情報伝達の効率化及びコミュニケーションの向上を目的とする電子端末の導入資金として 117,750 千円 (平成 32 年 3 月期: 39,750 千円、平成 33 年 3 月期: 39,000 千円、平成 34 年 3 月期: 39,000 千円)

c. 自社運営求人サイト「現キャリア」の機能向上

基幹システムとの連携、営業情報と求職者情報のマッチング向上等を目的とするシステム開発投資として 60,000 千円 (平成 32 年 3 月期: 20,000 千円、平成 33 年 3 月期: 40,000 千円)

②設備投資

a. 国内支店展開

株式会社コプロ・エンジニアードにおける、事業規模拡大のための国内 7 支店の新設・移設にかかる内装、備品、保証金等として 43,610 千円 (平成 32 年 3 月期: 13,100 千円、平成 33 年 3 月期: 30,510 千円)

b. 海外展開

今後成長が見込まれる東南アジアにおいて、情報収集、人脈形成のための海外拠点新設にかかる内装、備品、保証金等として 10,000 千円 (平成 33 年 3 月期: 10,000 千円)

③運転資金

a. 採用費・教育費

株式会社コプロ・エンジニアードにおける、国内事業の規模拡大に向けた派遣技術社員の採用強化、及び派遣技術社員の付加価値向上のための教育にかかる運転資金として 230,845 千円 (平成 32 年 3 月期: 71,475 千円、平成 33 年 3 月期: 60,370 千円、平成 34 年 3 月期: 99,000 千円)

b. 海外展開

上記②b. の海外展開にかかる運営費用として 80,000 千円 (平成 33 年 3 月期: 40,000 千円、平成 34 年 3 月期: 40,000 千円)

ご注意: この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

④社債償還

財務体質強化を目的とした社債の一部償還として 201,000 千円(平成 32 年 3 月期 : 84,000 千円、平成 33 年 3 月期 : 69,000 千円、平成 34 年 3 月期 : 48,000 千円)

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針ではありますが、当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格 (2,090 円) を基礎として算出した見込額であります。

また、平成 30 年 12 月 31 日現在、設備投資計画は、以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	名古屋市中村区	社内基幹システム	195,000	—	自己株式処分 による調達資金	平成31年4月	平成34年3月	(注) 2
提出会社	名古屋市中村区	全社電子端末導入	117,750	—	自己株式処分 による調達資金	平成31年4月	平成34年3月	(注) 2
提出会社	名古屋市中村区	自社求人サイト機能向上	60,000	—	自己株式処分 による調達資金	平成31年4月	平成33年3月	(注) 2
株式会社コプロ・エンジニアード	愛知県 他計 2 拠点	内装設備等	13,100	—	自己株式処分 による調達資金	平成31年4月	平成32年3月	(注) 2
株式会社コプロ・エンジニアード	東京都 他計 5 拠点	内装設備等	30,510	—	自己株式処分 による調達資金	平成32年4月	平成33年3月	(注) 2
提出会社	東南アジア	内装設備等	10,000	—	自己株式処分 による調達資金	平成32年4月	平成33年3月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当政策に関しては、各事業年度における利益水準、次期以降の見通し、設備投資に係る資金需要及び内部留保の状況等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

運転資金及び設備投資などに充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の募集及び売出し後、積極的に株主への利益の還元を実施していく予定ではありますが、具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり当期純利益	282,231.05円	14.79円	13.41円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	307,000.00円 (-)	23.00円 (-)	30.00円 (-)
実績配当性向	108.8%	155.5%	223.8%
自己資本当期純利益率	7.8%	4.2%	3.9%
純資産配当率	8.4%	6.5%	8.8%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。
3. 純資産配当率は、年間配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数であります。
4. 当社は平成29年2月23日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成28年3月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり当期純利益	28.22円	14.79円	13.41円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	30.70円 (-)	23.00円 (-)	30.00円 (-)

6. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「5. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。